

2026年6月22日

全国市長会
会長 松井 一實 様

日本教職員組合
中央執行委員長 梶原 貴

2027年度 教育予算拡充に関する要請書

日頃より、教育の発展にご尽力されていることに対し敬意を表します。

学校現場では、子どもの不登校、自死、いじめ認知件数、児童虐待は増加傾向にあり、教職員の長時間労働や未配置等によっても子どもの学びが脅かされています。さらに、物価高騰により光熱費、給食食材費、教材費等の経費値上がりの影響が慢性化している現状があります。

給特法等改正により、4月からすべての自治体で業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表のもと、学校の働き方改革がすすめられています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。また、いわゆる教育無償化（高校授業料・給食費、奨学給付金）を継続的に実施するためには、教育予算を十分に確保、増額する必要があります。

国連の「教職に関するハイレベルパネル勧告」（2023年）では、「公教育への資金はGDPの少なくとも6%、政府支出総額の20%が保障されるべき」とされています。一方で、OECD「図表でみる教育」2025年版では、日本の教育予算の国内総生産（GDP）比は3.9%で、OECD平均（4.7%）よりも低いことが報告されています。また、自治体の政策において教育費を拡充している実態もあります。

すべての子どもの学びを保障し、時代に対応する教育環境整備が着実に実施されるよう、ご高配いただくとともに、政府概算要求にむけ、次の事項について、ご尽力を賜りますよう要請いたします。

記

1. 教育予算について、国際的に求められる対GDP比6%以上、政府支出総額の20%以上の予算を確保すること。
2. 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の維持、国負担率2分の1への復元を行うこと。
3. 改正給特法等附則第3条、第4条をふまえ、さらなる子どもたちの学びの充実や教育環境整備にむけ、必要な予算を確保すること。その際、関係機関と連携をはかること。
 - (1) 学校の働き方改革推進にむけ、以下の観点で人の配置を拡充すること。
 - ① 小学校では20時間、中学校では18時間、高等学校では16時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それにとまなう教員定数改善を行うこと。高等学校での35人学級の早期実施を図ること。
 - ② 養護教員のさらなる配置基準引き下げ及び学校栄養教職員の配置基準の見直しを行うこと。当面、加配教職員の増員を行うこと。
 - ③ 事務職員については、共同学校事務室に係る事務職員定数の基礎定数化の拡充や加配の増員

を行うこと。職務・職責に応じた小中学校への省令「事務長」加配の新設や複数配置基準の引下げ等を行うとともに、高等学校においては、「事務長」の基礎定数化をはじめとする基礎定数の改善を行うこと。

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、教員業務支援員、部活動指導員、情報通信技術支援員、学校司書、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、スクールロイヤーなどスタッフ職の配置拡充・処遇改善を行うこと。

⑤改正労働施策総合推進法施行も見据え、外部からの不当な要求等に行政が対応する仕組みの構築やスクールロイヤーの配置拡充を行うこと。

(2) 「学校と教師の業務の3分類」の、特に「学校以外が担うべき業務」について、教育委員会や地域への移行、外部委託などを促進すること。また、そのために必要な予算等の措置を講ずること。

(3) 部活動の地域移行について、自治体に十分な財政支援を行うこと。

(4) 主務教諭については、自治体の教育政策をふまえ必要な予算を確保すること。

(5) ICT環境整備について、高等学校の「一人1台端末」については、国庫負担とすること。また、社会的インフラとして、自治体単位での情報アクセス環境の整備にむけた予算を確実に措置すること。また、「GIGAスクール運営支援センター」の機能強化にむけた予算を措置すること。

(6) いわゆる高校無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減無償化（いわゆる給食無償化）については、将来にわたっての安定的な財源を確保すること。また、いわゆる給食無償化については物価高騰等に対応した金額の変更を行うこと。

高校無償化にあたり、私立との格差解消にむけ公立高校の施設整備・改善のための予算を措置すること。

(7) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。

(8) 「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」について、十分な予算を措置すること。

(9) 小学校・中学校における35人学級編制のための教室整備に十分な予算措置を行うとともに、公立高校の施設整備・改善のための予算を措置すること。また、改正バリアフリー法にともなう施設設備改善にむけ、予算化をはかるよう総務省・自治体にはたらきかけること。

(10) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。

(11) 幼稚園においては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた1学級の幼児数となるようさらなる改善を行うとともに、養護教諭等の配置を行うこと。また、人事院勧告を踏まえた処遇改善を確実に行うこと。

また、子ども子育て支援制度による処遇改善状況について調査し、改善がはかられていない場合には速やかに是正すること。

(12) 就学前教育・保育施設や放課後児童クラブの整備・拡充を行うこと。

(13) 大学授業料の軽減と授業料免除対象者の拡大と大学生に対する給付型奨学金の拡充等を行うこと。

(14) 定時制・通信制高等学校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。また、夜間学校給食法の趣旨をふまえ夜食費について無償とすること。当面、補助を復活させること。

- (15) 外国にルーツのある子どもの受け入れ態勢を整備すること。
 - (16) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかるとともに、「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。あわせて、「被災児童生徒就学支援等事業」や被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配などの措置を継続すること。
 - (17) 大規模災害により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
 - (18) 学校図書館の次期整備等計画を策定すること。26年度までとなる「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」について、確実な実施にむけ予算化をはかるよう総務省・自治体にはたらきかけること。
 - (19) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。事務職員等の時間外勤務手当については給与費7%を財源措置すること。
 - (20) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
 - (21) 臨時・非常勤教職員について、国公実態や地方公務員法等の趣旨及び労基法の同一労働同一賃金等をふまえ、処遇を改善すること。
 - (22) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。
- 4. 物価高騰に見合った、光熱費、給食食材費及び運搬その他にかかる諸費、教材費、就学援助費等の予算を確保すること。
 - 5. 学校施設等の開放事業において、必要となる施設整備・修繕費についても予算措置を行うこと。
 - 6. 学校における自治体DX（AI活用、業務のオンライン化）推進のための予算を措置すること。
 - 7. 「令和6年能登半島地震」からの復興、被災児童生徒の学びの保障にむけた措置を継続的に行うこと。

以上